

地方公共団体における犯罪被害者等施策の推進

法務省大臣官房人事課 官房付兼試験管理官 赤羽 史子

はじめに

平成16年に犯罪被害者等基本法が制定されて以降、我が国の犯罪被害者等施策は大きな進展を遂げ、地方公共団体における犯罪被害者等施策も着実に進んできたといえる。

私は、平成30年4月から令和2年4月までの約2年間、法務省（東京地方検察庁）から警察庁に出向し、犯罪被害者等施策担当参事官として勤務させていただいたが、この間にも、地方公共団体において、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う相談窓口（総合的対応窓口）の設置が進み、平成31年4月までに市区町村を含む全ての地方公共団体に設置されたほか、全国の地方公共団体において、犯罪被害者等の支援に特化した条例を制定する動きが広がった。

この度、思いがけず、栄えある「犯罪被害者支援30年・犯給制度及び救援基金40年記念誌」への寄稿の機会を頂いたので、警察庁勤務時代を振り返り、地方公共団体における犯罪被害者等施策の推進に向けた当時の取組を御紹介しつつ、更なる発展への期待についても述べさせていただくことにしたい。（なお、本文中の意見にわたる部分は全て個人的見解である。）

I. 警察庁で取り組んだこと

犯罪被害者等施策担当参事官は、平成28年4月1日に、それまで内閣府の所管であった犯罪被害者等施策に関する事務が国家公安委員会（警察庁）に移管されたことに伴い警察庁に新たに設置されたポストであり、関係府省庁及び地方公共団体を含めた政府全体の犯罪被害者等施策の推進がその主な職務である。このため、都道府県警察を通さずに、直接、知事部局とやり取りをし、施策の推進に向けた働きかけを行うことになる。

一方で、地方の実情は様々であり、犯罪被害者等を取り巻く状況も地域によって異なるから、そうした実情に配慮することなく、一定の型に当てはめるように施策を推進する方法は効果的とは思われない。特に、犯罪被害者等に対する中長期的な生活支援をより充実させるためには、地方公共団体において、それぞれの地域の実情を踏まえつつ、既存の独自の制度や資源等も活用しながら、主体的かつ積極的に地域の関係機関や団体と連携・協働して実施していくことが重要となると思われる。

そこで、警察庁では、毎年、「犯罪被害者等施策の総合的推進に関する事業」（以下「総合的推進事業」という。）として、地方公共団体の主体性や独自性を尊重しつつ、地域における施策の総合的推進を図るため、応募のあった中から選定した複数の都道府県・政令指定都市において、先進的取組支援事業や研修事業を実施した上、その実施状況や成果等を全国の地方公共団体に共有している。

このうち、先進的取組は、各地方公共団体が独自に企画するものであり、例えば、犯罪被害者等支援担当職員のためのハンドブックの作成や、関係機関・団体との連携を強化するための共通支援ツールの作成などバラエティに富んでいて、素晴らしい成果物も多数生み出されている。一例を挙げると、平成29年度に京都府で実施した「ともに寄り添う犯罪被害者等支援事業」では、犯罪被害者等が適切な時期に必要な支援を受けるための情報をまとめ、かつ、犯罪被害者等が事件に関する各種情報を整理して保存することのできる「つむぎ」と名付けられた三冊組みのノートを作成した。私は、警察庁に着任後間もなくこの「つむぎ」を初めて手に取ったのであるが、その工夫の凝らされた内容はもとより、温かみのある素材やサイズ感（女性のハンドバッグにも入る）等の全てにおいて、使い手に対する細やかな配慮が感じられ、大変心を動かされたことを覚えている。

一方、研修事業も、各地方公共団体がそれぞれのニーズに合わせて企画するもので、例えば、管内の市区町村の担当者を集め、ロールプレイの手法を取り入れるなどして犯罪被害者等の相談対応について実践的に学ぶものや、地域の被害者支援センター等の関係機関・団体からも研修員を広く集め、仮想事例を用いて模擬相談やグループディスカッションを行うものなど、非常に有益なものとなっている。

このほか、警察庁では、毎年1回、全ての都道府県・政令指定都市の犯罪被害者等施策の担当者を集めて会議を開催し（都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議）、総合的推進事業を実施した地域や犯罪被害者等に関する条例を制定した地域の担当者にその経緯や成果について発表してもらったり、グループディスカッションを行うなど、情報交換・意見交換の場として活用している。こうした機会に各地域の実務担当者が活発な情報交換・意見交換を行い、人脈を広げていくことにより、地方における犯罪被害者等施策推進の気運がより一層高まり、また、地方公共団体間の連携・協力が更に促進されることが期待される。

II. 今後の更なる発展に向けて

犯罪被害者等に関する条例制定の意義については既に多くの方が説いておられることから、ここでは、総合的対応窓口の活用への期待について述べたい。

前述したとおり、平成31年4月までに市区町村を含む全ての地方公共団体に総合的対応窓口が設置されたが、現状では、窓口の存在自体が住民に十分に認知されておらず、残念ながらあまり活用されていない地域も少なくないのではないだろうか。

総合的対応窓口は、犯罪等の被害に遭った住民の身近な「駆け込み寺」の機能を果たし得る窓口であり、プライバシーに十分配慮するなど相談しやすい環境を整えれば、犯罪等の被害の潜在化（泣き寝入り）を防ぐ役割も果たし得るものだと考えている。

総合的対応窓口の相談件数が伸びれば、窓口担当職員の意識やスキルが向上し、関係機関・団体との連携の強化も見込まれ、窓口機能の更なる充実につながる上、総合的対応窓口の活用を通して地方公共団体全体の犯罪被害者等支援に関する意識の向上につながることも期待できるのではないか。ある日突然、犯罪等の被害に遭い生活が一変してしまった犯罪被害者等が、

一番身近な市区町村の総合的対応窓口駆け込むことで、地域社会からきめ細やかな支援を受けることができるようになれば、犯罪被害者等の生活の再建に資することはもとより、社会に対する不信感や孤独感等が多少なりとも和らぎ、精神的被害の回復にも結びつくことも期待できるのではないかと思う。

このため、まずは総合的対応窓口の存在と役割についてしっかりと住民に周知し、必要なときにすぐ利用してもらえる存在とすることが極めて重要だと考える。

余談であるが、私は、警察庁勤務当時、総合的対応窓口の周知・広報のために、窓口の親しみやすい「愛称」を公募してはどうかと発案し、検討したことがあった。私の力不足により、このアイデアは実現には至らなかったが、その後、警察庁では、総合的対応窓口の周知・広報のためのポスターやリーフレットを作成し、全国の地方公共団体等に頒布しているので、これらも存分に活用していただけるとありがたい。

総合的対応窓口の活用を通じて、犯罪被害者等が必要なときに必要な支援を当たり前に行うことができる温かな地域社会が広がっていくことを願っている。